

講義コード	11C0288300	授業形態	講義	事前登録の有無	なし	担当教員	柳生 一成	開講期	通年
科目名	法律学概論								
履修前提条件						備考			
授業の目的	竹島などの領土の問題から、少年が関わる事件、結婚まで、私たちが日常で見聞きするニュースのほとんどは、法や法律に関係しています。今、「法と法律」と言いましたが、法と法律はどう違うのでしょうか。この授業は、そのような少し抽象的で難しいことや、具体的に、憲法や、家族に関する法律、刑法がどのような制度・仕組みになっているかなどを学びます。「法の解釈」など少しイメージがしづらいテーマもありますが、講義形式で具体的な法律の内容を勉強していくことが中心です。								
到達目標	この授業を受けることで、①時事的なニュース、基本的な法律の制度や用語が説明できるようになる、②法的な考え方（論理力）が身につく、そして③興味を持った法律の学習にスムーズにうつることができる。								
授業外学修内容・授業外学修時間数	この科目では、授業外の学修は120時間以上行ってください。予習として、教科書を読み、初めて見る言葉や分からないところを見つけておく作業をしてください。復習については、基本的な用語を確認し、授業で説明したことが教科書でどのように表現されているか、授業と教科書を結びつける作業を中心にしてください。								
授業計画	<p>【第1回】ガイダンス（講義内容、学習方法、成績評価などの説明）・「犯罪」は処罰されなければならないか？（第1章1）</p> <p>【第2回】刑罰の意味（第2章2）</p> <p>【第3回】罪刑法定主義という大原則（第1章3）</p> <p>【第4回】犯罪の構造（第1章4）</p> <p>【第5回】刑事裁判の進め方（第2章1）</p> <p>【第6回】捜査（第2章2）</p> <p>【第7回】公訴と公判準備（第2章3）</p> <p>【第8回】公判手続（第2章4）・小テスト①</p> <p>【第9回】裁判は1回限りではない・略式手続と少年手続（第2章5・6）</p> <p>【第10回】私人間の紛争解決（第3章1）</p> <p>【第11回】不法行為制度と保険（第3章2）</p> <p>【第12回】加害者に責任を負わせるのをどう正当化するか（第3章3）</p> <p>【第13回】被害者は何を請求できるか（第3章4）</p> <p>【第14回】私的自治という大原則①（第4章1）</p> <p>【第15回】私的自治という大原則②（第4章2）・小テスト②</p> <p>【第16回】私的自治の尽きるところ①（第4章3）</p> <p>【第17回】私的自治の尽きるところ②・契約は当事者だけを拘束する（第4章4・5）</p> <p>【第18回】債務不履行を救済する（第4章6）</p> <p>【第19回】親であるということ、家族であるということ（第5章1）</p> <p>【第20回】親って誰？（第5章2）</p> <p>【第21回】結婚ということ（第5章3）</p> <p>【第22回】別れの美学－離婚ということ（第5章4）</p> <p>【第23回】憲法 統治機構の基礎（イントロダクション）（第6章1）</p> <p>【第24回】法律はどのように制定されるか（第6章2）・小テスト③</p> <p>【第25回】法律はどのように執行されるか（第6章3）</p> <p>【第26回】最終的に決めるのは国民（第6章4）</p> <p>【第27回】「基本的人権」という考え方（第7章1）</p> <p>【第28回】どのような権利が基本的人権か（第7章2）</p> <p>【第29回】死ぬ権利はあるのか（第7章3）</p> <p>【第30回】基本的人権であっても制約は受ける（第7章4）</p>								
	※カッコ内は教科書の該当ページです。授業内容は、法律の改正等によって変更されることがあります								
成績評価の方法	小テスト3回（65%）、期末レポート（35%）を基本として、授業へ取り組む姿勢などを考慮し、総合的に評価します。								
フィードバックの内容	小テストの模範解答はテスト翌週に配布し、コメントを添えた答案を後日返却する。								
教科書	『はじめての法律学（第5版）』松井茂記ほか（有斐閣）2017（予定）								
指定図書									
参考書									
教員からのお知らせ	履修者はシラバスをよく読んで、初回の授業に必ず出席してください。教科書は2017年春に刊行予定ですので、初回ガイダンスにおける指示を待って購入してください。教科書のほかに、授業には学習用の六法（出版社は問わない）を持参してください。								
オフィスアワー	本授業に関する質問・相談は、授業前や、授業終了後、次の授業に支障がない範囲で教室内にて対応します。								
その他	法律の勉強は英語に似ていると言われることがあります。学習を進めるには、覚えなければいけない、法律の「単語」も多いですが、関心や熱意を持って取り組めるみなさんの受講をお待ちしています。								